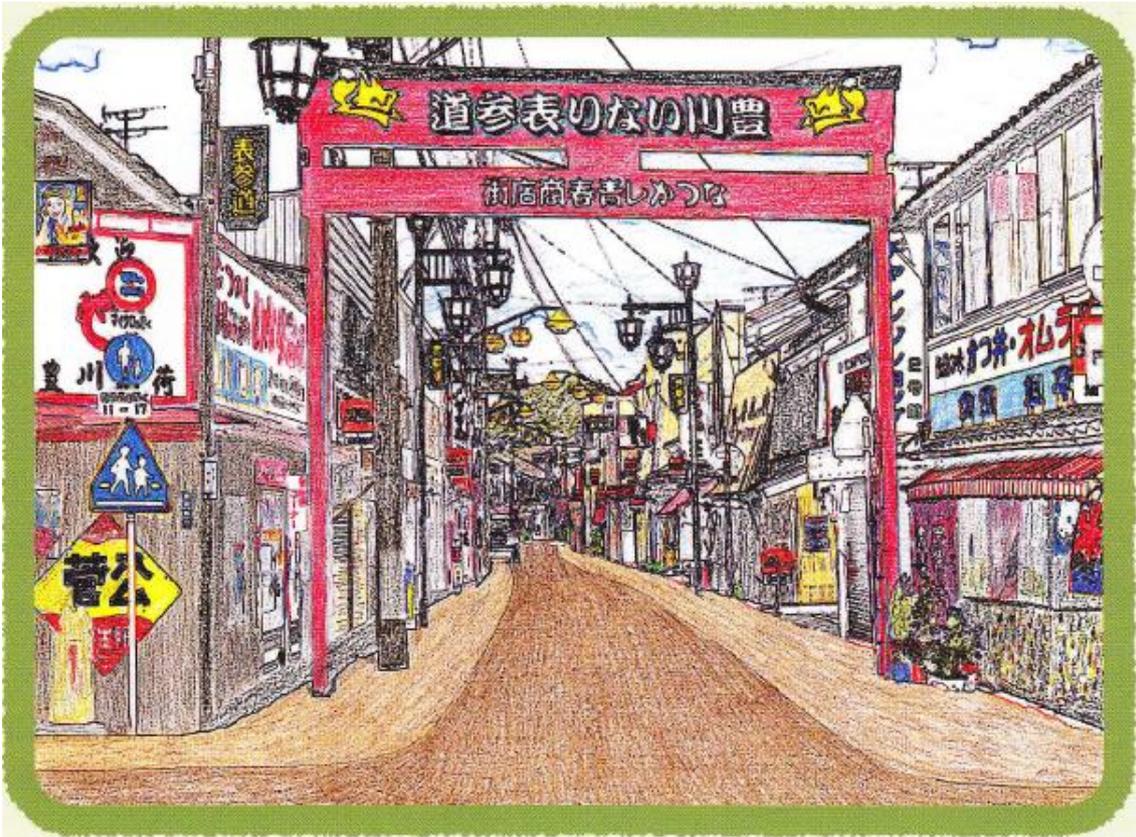


一大観光地としての往年の賑わいの“復興”をめざして

豊川稲荷表参道

地区計画



豊川市

◆ 地区計画とは

まちには様々な個性があり、良いところを守ったり、よりよく改善するところも地区ごとに違います。そうしたまちづくりを進める手法が地区計画で、都市計画法に基づいて定めることができます。まちづくりなどのルールを定め、みんなで守ることで個性を活かしたまちづくりを促進できます。

地区計画では、地区の名称、位置、区域及び面積のほか、地区計画の方針と地区整備計画を定めます。

1 地区計画の方針

地区計画ではその地区の目指す将来の都市像や、その整備方針等を明らかにするため、地区計画の方針を定めます。地区計画の方針には、地区の目標、土地利用の方針、地区施設の整備方針、建築物等の整備方針などを定めます。

2 地区整備計画

① 地区施設に関する事項

地区の皆さんが利用する地区内の主な道路や公園等を地区施設として定めます。

② 建築物等に関する事項

地区整備計画には地区施設に関する事項のほか、建築物等に関する事項、土地利用の制限に関する事項などを定めることができます。建築物等に関する事項では、用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物の高さの最高限度、垣またはさくの構造等の各項目のうち必要なものを定めることができます。地区内での開発・建築行為にあたって、これらの基準により許可や指導が行われ、また条例を定めることで建築確認等の対象にもなります。

◆ 豊川稲荷表参道地区計画の方針と地区整備計画

位置		豊川市門前町、西本町、旭町、豊川栄町及び豊川西町の各一部					
面積		約 1.0ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本区域は、豊川市の中心市街地に位置し、市道稲荷通線（表参道）が東西に貫いており、また、豊川稲荷の門前町として栄えてきた観光商業地であることから、魅力ある商業環境や街並みを整え、来訪者や生活者のために歩行環境を整備することなどが課題となっている。</p> <p>そこで、「商業地としての活気と表参道としての風格が感じられる和風の街並み形成」を目標とした土地利用や建築物の立地を誘導しながら、より良い商業観光地の形成を図るものとする。</p>					
	土地利用の方針	門前町らしい活気ある商業空間を形成する土地利用を図る。					
	地区施設の整備の方針	市道稲荷通線は、豊川稲荷参拝客の主要動線であるため、歩行者を優先し、バリアフリーに努め、かつ、表参道らしさに配慮した景観整備を行い、その維持・保全に努める。					
	建築物等の整備の方針	門前町らしい和風の街並みを創出するため、建築物等の用途の制限及び建築物の高さの最高限度を定め、商業空間の形成とその維持・保全を図る。					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路	名称	幅員	延長	配置
				稲荷通線	5~11m	約 211m	計画図表示のとおり
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築することができない。</p> <p>1) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの</p> <p>2) 倉庫業を営む倉庫</p>				
建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度は12mとする。					

◆ 届出の手続きについて

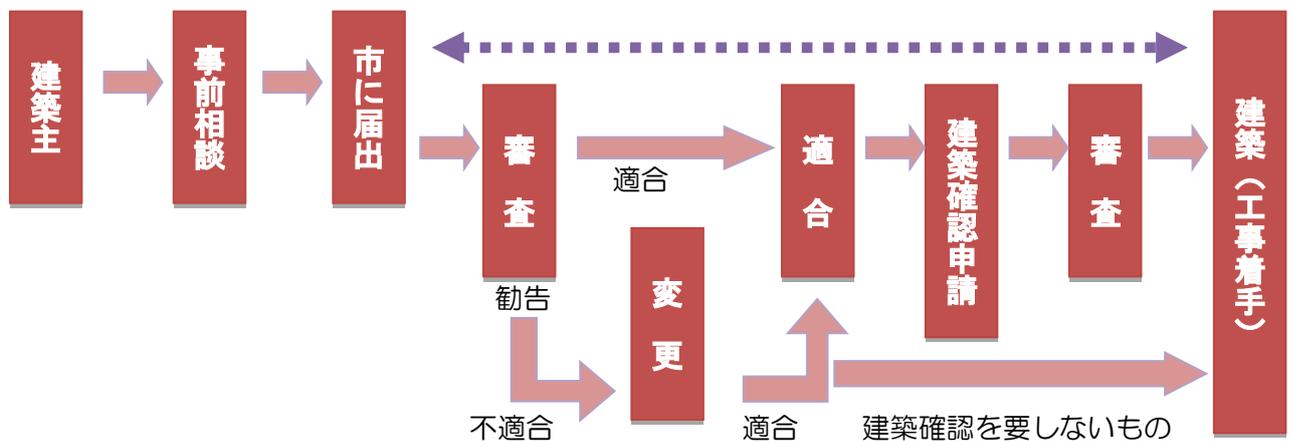
1 届出の対象になるもの

- ① 土地の区画形質の変更をするとき
- ② 建築物の建築または工作物の建設をするとき
- ③ 建物の使用用途を変更するとき

2 届出の内容が地区計画にそぐわないもの

届出の内容が地区計画にそぐわないときは、市が内容の変更について勧告を行います。また、地区計画の内容をもとに市の建築条例を定めており、建築計画がこの条例にそぐわないときは建築確認が受けられません。

3 届出から工事着手まで



4 届出の方法

- ① 地区計画の区域内における行為の届け出書その他の書類
- ② 工事着手の30日前までに届け出を
(かつ建築確認を必要とする行為は、建築確認申請前までをお願いします。)
- ③ 届出先：豊川市建設部都市計画課 計画係



豊川市役所 建設部 都市計画課 (計画係)
〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地
電話 : 0533-89-2169